

## 自律と責任における顕教と密教

2016年2月2日

慶應義塾大学法学部 大屋雄裕

## 人工知能と法制度：典型的な懸念

## 過失責任の範囲

設計者の意図と予見→予見できた・すべきであった損害への責任

自律的学習＝予想できない変化だとすれば、過失も及ばない、のでは

利用者責任に帰する (eg. 自動運転中であってもドライバーの責任) ……AI の存在意義は？

## 責任主体の存在

設計者・利用者・被害者のいずれにも帰責できない損害

ギャップを埋める「機械知性」を人格として承認する？

eg. AI に対する人権保障の必要……生存権を持つ機械？

cf. 亡命申請する AI と無限の時間 (土郎正宗『攻殻機動隊』)

## 刑事責任の意義

「機械知性」に対する刑罰は意味があるか……時間の意義、受苦性、死への恐怖

刑罰の基礎としての非難可能性……人格・自己決定の存在？

## 法制度の現実

人格性の変容：法人の登場……「魂」なき行為主体・責任主体

法人実在説 (安藤) ←→ 法人擬制説 (大屋) (法哲学と法哲学の対話)

共通点：自然人・法人に存在論上の差異を認めない

「自然人も法人の一種として実在する」 or 「法的人格は政策的考慮により指定される」

→ 「機械知性」の人格性も政策的考慮により指定すればいいのでは

## 過失責任論の変容：客観化

「本人の認識」ではなく「認識できた情報・予想すべきであった事態」

認知科学の問題提起……認識→判断→行為図式のゆらぎ (eg. 下條)

結果としての行為＝損害 → 負担分配の必要 → 条件としての「過失」

事後的な責任分配のルール……「内心」のない存在にも適用可能

cf. 規範の意味は事後的に構成される (大屋)

無過失責任の登場 (eg. 原子力損害賠償法)

→ AI への帰責も責任分担の条件として理解すれば十分なのは

## 刑事責任の変質：応報から教育へ

判断に対する非難としての応報刑論……自律的主体を前提、罪刑の均衡

社会防衛としての教育刑論……リスクの管理、再発 or 被害発生自体の予防

※教育刑は必ずしも人格の改善を目的とはしない……絶対的隔離刑としての死刑

リバタリアニズムの刑罰廃止論……損害賠償一元化＝損害の社会的分配

法人処罰……「他人の行為に対する無過失責任」から行為能力＝犯罪能力の肯定へ

→ AI の動作により生じた被害の社会的分配ルール＝罰金を中心とする法？

## 何が問題か？：法制度の正統性問題

「顕教」としての人格責任論

自律的人格の存在→自己決定＝責任図式

境界の物理的自明性……「腹を切る」「頭を下げる」という身体性

法人の自然人への憑依……法人行為は、常に具体的な個人の身体動作によって実現される（従来）  
当事者の謝罪を求める心性……「法人責任」の拒絶と個人責任の追及  
eg. 公務員に対する直接の損害賠償請求  
頭教・密教ギャップの露見……正統性の低下  
法制度の健全な動作……被治者の一般的承認に依存  
途上国における問題（タマナハ）・憲法への信頼（大屋）

法の支配の主要な構成要素は、判事たちによる法的判断と法とを自発的に遵守するという倫理が、公務員と市民のあいだで支配的になっていることである。法と判事たちへの尊敬は、しかし、以下のような場合には市民のあいだに確立しないだろう。（……）ある集団に負担を強いて他の集団の歓心を買おうとしていると信じられているとか（……）不明瞭だとか外来的だと考えられているために、一般人民が法から疎外されている場合である。（……）これらの条件の一つ以上は、開発途上国において一般的に見られるものである。

正当性が十分に予見できない状況で結果を引き受ける基礎＝自己統治  
法制度自体への不信任と新たなラッドライト運動？

### 参考文献

- 安藤馨「団体が、そして団体のみが【提題】」『法学教室』no. 417、有斐閣、2015、pp. 54-61。  
大屋雄裕「団体が、そして団体のみが【応答】」『法学教室』no. 418、有斐閣、2015、pp. 56-61。  
下條信輔『サブリミナル・インパクト：情動と潜在認知の現代』ちくま新書、筑摩書房、2008。  
大屋雄裕『法解釈の言語哲学：クリプキから根元的規約主義へ』勁草書房、2006。  
大屋雄裕『自由とは何か：監視社会と「個人」の消滅』ちくま新書、筑摩書房、2007。  
Tamanaha, Brian Z., "The Primacy of Society and the Failures of Law and Development", *Cornell Int'l L.J.* 44 (2011), 209-247.  
大屋雄裕「根元的規約主義は解釈改憲を放縦化させるのか」井上達夫他編『岩波講座憲法 1 立憲主義の哲学的問題地平』岩波書店、2007、pp. 283-300。